

寝屋川市産業振興に関する連絡調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 寝屋川市産業振興条例（平成25年寝屋川市条例第4号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、産業の振興に関する取組の進捗状況について、市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者等と意見・情報を交換する場として、寝屋川市産業振興に関する連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、産業振興に関わる者が自ら取り組む内容について、自由に意見・情報を交換するものとする。

(定員)

第3条 調整会議の参加者（以下「会員」という。）は、おおむね15人以内とする。

(会員)

第4条 調整会議の会員は、まちづくり推進部産業振興室長のほか、次の各号に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 市民（第2号から第5号までに掲げる者を除く。）
- (2) 商業、工業又は農業に関する団体が推薦する者
- (3) 産業経済団体の取組に関する専門的な知識又は経験を有する者
- (4) 教育・研究機関の取組に関する専門的な知識又は経験を有する者
- (5) 消費生活に関する団体が推薦する者

(削除)

(会長)

第5条 調整会議に、会長を置き、まちづくり推進部産業振興室長がなるものとする。

2 会長は、調整会議の議事を進行する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 調整会議は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

い。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、まちづくり推進部産業振興室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行する。